## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２７年（フ）第２号**

山口県光市虹ケ丘４丁目18番３号　コスモハイツ102、住民票上の住所山口県周南市遠石１丁目４番62―201号

破産者　佐藤　悦郎

異議申述期間　平成27年12月22日まで

平成27年11月６日　山口地方裁判所周南支部

## 特別清算開始

**平成２７年（ヒ）第５号**

三重県鳥羽市小浜町237番地の１

清算株式会社　株式会社古雅荘

代表清算人　中村　寿一

１　決定年月日　平成27年11月２日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

津地方裁判所伊勢支部

## 特別清算終結

**平成２７年（ヒ）第２７号**

埼玉県川口市戸塚鋏町８番25号

清算株式会社　株式会社まるさん福田屋

代表清算人　松谷　康明

１　決定年月日　平成27年11月４日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

さいたま地方裁判所第３民事部

## 特別清算協定認可

**平成２７年（ヒ）第９号**

静岡県浜松市浜北区高薗381番地

清算株式会社　株式会社長寿村高薗

代表清算人　三倉　和廣

１　決定年月日　平成27年11月５日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、債権者河合誠一郎に対し、協定案認可決定確定後遅滞なく、協定案認可決定確定日に保有する現金預金の全部を弁済として支払う。

２　債権者河合誠一郎を除く協定債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社に対する各自の債権を全額放棄する。

３　債権者河合誠一郎は、清算株式会社に対し、清算株式会社から第１項の金員の弁済を受けたときは、協定債権の総額から弁済額を控除した残債権を全額放棄する。

４　清算株式会社は、第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、債権者河合誠一郎に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合においては、債権者河合誠一郎が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

## 監督命令

**平成２７年（再）第２号**

大分県竹田市久住町大字白丹3866番地

再生債務者　株式会社ニューグリーンステイくじゅう

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大分県大分市中島西１丁目１番28号　芦刈司法ビル２階　まつだ総合法律事務所　弁護士　松田健太郎

平成27年11月４日

大分地方裁判所民事第１部

## 再生債権の特別調査期間

**平成２７年（再）第４４号**

東京都千代田区神田神保町３丁目25番地

再生債務者　栗田出版販売株式会社

特別調査期間　平成27年12月17日から平成27年12月18日まで

平成27年11月２日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（再）第４９号**

東京都渋谷区代官山町９番10号

再生債務者　株式会社ＲＣエイジ

特別調査期間　平成27年12月17日から平成27年12月18日まで

平成27年11月５日

東京地方裁判所民事第20部

## 決議に付する決定及び債権者集会招集

**平成２７年（再）第４４号**

東京都千代田区神田神保町３丁目25番地

再生債務者　栗田出版販売株式会社

１　決議に付する再生計画案　平成27年10月21日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成27年12月24日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成27年12月16日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年12月10日

平成27年11月２日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（再）第４８号**

東京都新宿区上落合１丁目16番７号

再生債務者　株式会社国土社

１　決議に付する再生計画案　平成27年10月26日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成27年12月16日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成27年12月８日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年12月２日

平成27年11月２日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（再）第４９号**

東京都渋谷区代官山町９番10号

再生債務者　株式会社ＲＣエイジ

１　決議に付する再生計画案　平成27年10月28日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成27年12月25日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成27年12月17日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年12月11日

平成27年11月５日

東京地方裁判所民事第20部

## 再生手続終結

**平成２４年（再）第６６号**

長野県佐久市佐久平駅北25―４　ベルクレールＥＩＺＯＮ102号室（住民票上の住所　東京都大田区久が原５丁目32番７号）

再生債務者　伊藤　篤

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成27年11月２日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（再）第２０号**

兵庫県西宮市上大市４丁目５番11―２号

再生債務者　株式会社井上冷熱

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成27年11月４日

大阪地方裁判所第６民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２７年（再イ）第７１号**

兵庫県尼崎市西立花町４丁目８番６号

再生債務者　植村　哲郎

１　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年11月25日まで

４　一般異議申述期間　平成27年12月２日から平成27年12月16日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２７年（再イ）第２０号**

北海道苫小牧市ときわ町２丁目16番４号

再生債務者　鈴木　茂

１　決定年月日時　平成27年11月５日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年11月26日まで

４　一般異議申述期間　平成27年12月10日から平成27年12月17日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部